

## 産業用ロボットの教示、検査等業務の特別教育 開催の案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおりロボットはその取扱いを誤ると大事故に見舞われることとなります。労働安全衛生法はロボットの教示・検査する者へ特別教育が義務付けられております。当協会はこの度、下記により特別教育を実施することとなりましたので、ロボットの教示・検査業務に従事される者で特別教育を受けていない者に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 7月9日(水) 9時25分～19時 (受付開始9時10分)  
7月10日(木) 9時30分～17時
- 2 講習会場 行田市商工センター 行田市忍 2-1-8 (秩父鉄道行田市駅南口下車 徒歩約6分)
- 3 申込先 (一社) 熊谷地区労働基準協会  
〒360-0031 熊谷市末広 2-119 ビックストンビル1階  
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **100名** 募集締切り **6月30日(月)** (最少催行人員 **20名**) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 5 講習科目 ①関係法令指針・ガイドライン ②産業用ロボットに関する知識 ③産業用ロボットの教示等作業に関する知識 ④産業用ロボットの検査等の作業に関する知識  
⑤産業用ロボットに関する安全知識  
※実技教育は設備等の関係で出来ませんので、各事業場にて有資格者の指導で「教示・検査の実技教育」計7時間実施されて「実技記録簿裏面」に必ず記録保管して下さい。
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **16,280円**【内訳:受講料13,000円消費税1,300円、テキスト代1,800円消費税180円】  
熊谷協会員 **15,290円**【内訳:受講料12,100円消費税1,210円、テキスト同上】  
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。  
**※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。**  
**なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。**
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛に **FAX** をお送り下さい。  
**FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。**  
受付完了後、熊谷協会宛に申込書を①PDF(E-mail)か②原本で2週間以内に送って下さい。  
**※請求書発行希望の方と FAX が無い方は①PDF(E-mail)か②返信用封筒(切手貼付宛名記入)かの返信方法を申込時に指定して下さい。**  
**※「受講票」は①FAX か②PDF(E-mail)か③返信用封筒で送ります。受付に提出して下さい。**  
**※申込書原本発送後、15日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。**  
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112  
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)  
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりにとさせていただきます。  
**※講習費用納入は5月30日～6月30日(月)です。期限内に必ず納入して下さい。**  
**※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。**
- 10 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。  
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。  
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。  
(5) 商工センター駐車場50台(8時開門)が満車の場合は、徒歩約5分の行田市役所・行田市産業文化会館の駐車場をご利用下さい。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。02